	3　1及び2に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇Hzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル以下の値	
一、八三九・九MHz以上一、八四四・九MHz未満	1　一、七四四・九MHz以上一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇Hzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル以下の値 2　1に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇Hzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル以下の値	
一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下	任意の一、〇〇〇Hzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル以下の値	
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル以下の値	
二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル以下の値	
二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル以下の値	

注　五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、一〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上離れた周波数帯に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。ただし、四七〇MHz以上七一〇MHz以下、七七三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下、九四五MHz以上九六〇MHz以下、一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下の周波数帯にあっては、この限りでない。

第四項第二号(1)の表及び(2)の表中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改める。

第五項第二号(1)の表及び同表の注1中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、同号(2)の表中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、同表の注中「限る」を「限り、表の下欄に掲げる値を適用する」に改める。

第六項第二号(1)の表及び(2)の表中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改める。

第七項第二号(1)の表及び(2)の表中「一、九一九・四五MHz」を「一、九一五・五五MHz」に改める。

○総務省告示第四百三十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第二百四十八号（三・九世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣　樽床　伸二

第一項中「第四十九条の六の三、」を削る。

○総務省告示第四百四十号

平成二十一年総務省告示第二百四十八号（三・九世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）第二項第二号の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第二百四十九号（平成二十一年総務省告示第二百四十八号第二項第二号の規定に基づき、同号に規定する別に定める区域を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣　樽床　伸二

第二項の表中「北海道総合通信局、」及び「、中国総合通信局」を削る。

○総務省告示第四百四十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の八の三第一項第六号の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第三百八十九号（時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局又はＰＨＳの無線局に使用する無線設備の技術的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣　樽床　伸二

第一項第九号を次のように改める。

9　ＰＨＳの無線局の無線設備は、一、九〇六・五五MHz、一、九〇七・一五MHz又は一、九〇七・七五MHzの周波数の電波を制御チャネルとして使用できるものであること。

○総務省告示第四百四十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六第一項第二号及び第二項第五号並びに別表第三号17(1)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百五十三号（携帯無線通信の中継を行う無線局の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣　樽床　伸二